

## 児童福祉事業について

### 1. 協定項目の要旨・留意点

児童福祉や保育、子育て支援に関する事業・制度について検討する。

保育料は、国の徴収基準に合わせて、調整・統一することが一般的であるが、著しい差異がある場合は、調整基準を設けて、激変緩和を行う。

### 2. 提案の理由

事務事業調整の基本的視点及び方針に沿った内容で提案する。

### 3 協定（協議）先進事例

広島県三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）

（児童福祉）

- 1 子育て支援手当については、廃止する。
- 2 乳幼児医療費公費負担制度及び医療援護金については、対象を就学前児童とし、所得制度は、県制度に準ずる。
- 3 児童館・放課後児童クラブ・学童保育については、引き続き実施する。
- 4 保育事業については、新しい保育事情に対応した運営を図る。
- 5 保育料に関する事項については、三次市の例による。

広島県江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会（合併期日未定 新設合併）

各種福祉制度の取扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスの低下にならないよう新市において、次のことについて調整をする。

- (1) 国又は県等が定めている制度については、現行のとおり新市において調整し、実施する。
- (2) 各町ごとに実施している事務事業については、高い水準に統一するよう調整に努める。また、町独自の事業については、地域を拡大し実施に努める。  
保育料・保育時間については、江田島町の例により調整し、実施する。  
その他の福祉対策については、新市において調整し、実施する。

東かがわ市（平成 15 年 4 月 1 日新設合併）

- (1) 国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。
- (2) 保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。
- (3) 乳幼児医療費支給事業については、引田町の例により統一し、実施する。
- (4) 出生祝金については、3つの区分により祝金を支給する。
- (5) 1町又は2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する。

広島県高田郡六町合併協議会（平成16年3月1日目標 新設合併）

- (1) 保育料に係る年齢区分、階層区分及び徴収基準額については、新市において速やかに統一するものとし、平成8年度までの間必要に応じ緩和措置を講じるものとする。
- (2) 同一世帯から2人以上の児童の入所がある場合は、2人目を基準額2分の1の額、3人目を基準額の10分の1の額とする。母子世帯等に関する減額措置については、国の基準額を基に新たに定める。
- (3) 保育所の開所時間については、平日は午前7時30分から午後6時30分まで、土曜日は午前7時30分から午後1時までとする。保育所の休日については、日曜日、祝、祭日及び12月29日から1月3日までの間とする。
- (4) 乳児保育及び障害児保育については、現行のとおり新市に引き継ぎ、早期に統一するように努める。
- (5) その他各保育所で取り組んでいる事業については、現行のとおり実施する。
- (6) 民間保育所運営補助については、国の基準により引き続き実施する。

児童福祉事業については、各町これまでの取り組みを踏まえ、新市においても事業の充実を図ることを原則として次のとおり調整する。

- (1) 児童館・放課後児童対策事業については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業の拡大を図る。
- (2) その他児童福祉施設については、新市に引き継ぐ。
- (3) 乳幼児医療費支給事業については、向原町の例により実施する。

（母子福祉等）

- (1) 母子福祉基金及び寡婦福祉資金貸付事業、父子家庭等援護事業及び児童扶養手当支給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) ひとり親家庭等医療費支給事業については、広島県ひとり親家庭等医療費支給条例に準じ事業を実施する。

#### 4 参考法令等（条文等抜粋）

##### 児童福祉法

（居宅介護の措置等）

###### 第21条の25

- 2 市町村は、日常生活を営むのに支障がある障害児について、その福祉を図るため必要があると認めるときは、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

（放課後児童健全育成事業）

###### 第21条の26

市町村は、児童の健全な育成に資するため、第6条の2第7項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の事情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-12 児童福祉事業									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生祝金は、全市での実施は財政的に厳しいため、廃止の方向で調整する。</li> <li>公立保育所・保育園運営事業は、地域によって保育料に偏りがあり、合併時に、新たな制度等を制定する。</li> <li>児童館は、合併時に、新たな制度等を制定する。</li> </ul>									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
出生祝金			<p>町に在住し、第3子以降の児童を出生し養育する者に対して出生祝金及び修学祝金を支給し、子供のすこやかな成長と地域の活性化に資する</p> <p>(受給資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3子以降</li> <li>町内小学校へ5月1日在籍</li> </ul> <p>(祝金の額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出生祝金100,000円</li> <li>修学祝金50,000円</li> </ul>		<p>子どものすこやかな成長を願うとともに、定住人口の増進を図る</p> <p>(受給資格)</p> <p>1年以上居住 第4子以降の養育者</p> <p>(支給額)</p> <p>第4子以降の出生児 1児 100,000円</p>				<p>第3子以降の児童を出生し養育する者に対して出生祝金を支給し、子供のすこやかな成長と地域の活性化に資する</p> <p>(支給要件)</p> <p>1年以上在住</p> <p>(祝金の額)</p> <p>新生児1人につき 100,000円</p>	<p>廃止の方向で調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全市体制で実施すると、かなり財政面が厳しくなる。</li> </ul>
公立保育所・保育園運営事業	<p>入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育園15ヶ所</li> <li>市立1ヶ所</li> <li>社会福祉法人13ヶ所</li> <li>宗教法人1ヶ所</li> <li>定員1,250人</li> </ul>	<p>児童福祉法に基づき、保育の実施に関する運営及び管理を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私立3ヶ所</li> <li>定員165人</li> </ul>	<p>児童の保護者、同居の親族、その他の方が当該児童を保育することができないと認められた場合に入所できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私立2ヶ所</li> <li>定員120人</li> </ul>	<p>児童福祉法に基づき、保育の実施に関する運営及び管理を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人立保育園14ヶ所</li> </ul>	<p>児童福祉法に基づき、保育の実施に関する運営及び管理を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私立2ヶ所</li> <li>定員90人</li> </ul>	<p>保育を必要とする児童に対し、保護者の委託を受けて必要な保護を行い児童福祉の推進を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公立1ヶ所</li> <li>定員30人</li> </ul>				<p>合併後に、新たに制度等を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域によって保育園に偏りがあり調整が必要である。</li> </ul>
児童館	<p>児童に健全な遊びを与え健康を増進し、又は情操を豊かにする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2ヶ所</li> <li>3歳児から5歳児までの幼児を預かる宮里児童館11人</li> <li>小学校低学年の学童保育水引児童館39人</li> <li>委託 社会福祉協議会</li> </ul>									<p>合併後に、新たに制度等を制定する。</p>

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-12 児童福祉事業									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブは、市町によって補助金の上乗せや委託に差異があり、早急な調整は困難であるため、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。</li> <li>・保育協議会補助は、補助金の規定根拠を明確にするため、新市に移行後、速やかに調整する。</li> <li>・保育園入・退所事務は、保育料の基準が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。</li> <li>・乳幼児健康支援一時預かり事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> </ul>									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
放課後児童クラブ	保護者が昼間いない小学校低学年の子供の健全育成を図る ・5ヶ所 137人 (委託) ・市社会福祉協議会 ・地元運営委員会 国1/3県1/3市1/3	労働等の諸事情により昼間家庭に保護者がいない、本施設等を利用して、適切な「遊び」「学習」「生活」の場を与え、健全育成を図る ・1ヶ所 ・市比野小学校の空き教室を利用 国1/3県1/3町1/3			保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織としての児童クラブを設置し、児童の健全育成の向上を図る 国1/3県1/3町1/3					新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・補助金の上乗せや委託先がそれぞれ違うので早急な調整は難しい。
保育協議会補助	認可保育園における関係職員の資質の向上及び運営の効率化を図り、児童の健全な育成を図る 平成14年度270,000円									新市に移行後、速やかに調整する。 ・補助金の規程根拠が不明であるため調整が必要である。
乳幼児健康支援一時預かり事業	現に保育所等に通所中に児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な時期、当該児童を保育所、病院等に布設された専用スペースにおいて一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に資する  (利用料)1日 2,000円 生活保護世帯及び市民税非課税世帯 無料 所得税非課税世帯 1日 1,000円 平成13年度実績 1,014人									現行のまま新市に引き継ぐ。 ・少子高齢化への対応として必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-12 児童福祉事業									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止協議会運営事業は、1市のみの実施であるが関係機関の見直しが必要であり、新市に移行後、速やかに調整する。</li> <li>チャイルドシート一部助成等事業は、貸与・一部助成など実施の方法が異なっており、合併時に、新たに制度等を制定する。</li> <li>遺児及び父子手当給付事業は、補助金・対象者の基準が異なるため、合併時に新たに制度等を制定する。</li> </ul>									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
児童虐待防止協議会運営事務	児童虐待の防止に適切に対応するため、関係者によるネットワークを構築し、早期発見、早期対応の連携を図る									新市に移行後、速やかに調整する。 ・1市のみの実施であるが、関係機関の見直しが必要である。
チャイルドシート一部助成等事業	乳幼児を交通事故から守るとともに、チャイルドシートの普及啓発と着用促進を図るため、チャイルドシートのレンタル事業を実施する  (保有台数)22台	少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を進めるため、乳幼児のいる家庭が幼児用補助装置の購入に際し、その一部を補助する (対象児)6歳未満(支給内容)1乳幼児に対し1回 ・チャイルドシート1台10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額	6歳未満の乳幼児を交通事故から守るためチャイルドシートの購入を助成する(補助金) ・1台 10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額	地域における乳幼児の安全確保と、健全育成を進めるため、乳幼児のいる家庭がチャイルドシートの購入に際し、その一部を補助する(事業の適用) 1乳幼児に対し1回(補助金) ・1台 10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額 ・平成13年度26人申請	少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を進めるため、乳児のいる家庭が幼児用補助装置(チャイルドシート)の購入に際し、その一部を補助する(対象者)6歳未満(補助条件及び補助額) ・1乳幼児に対して1回 ・チャイルドシート1台10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額	少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を図るため、乳幼児のいる家庭がチャイルドシートの購入に際し、その一部を補助する(対象者)6歳未満の児童(補助額) ・1児童に対して1回 ・1台 10,000円 ・10,000円以内の場合、その購入額	少子化対策の一環として、地域における乳幼児の安全確保と健全育成を進めるため、乳幼児のいる家庭がチャイルドシートを購入する際、補助を交付する(対象者) 6歳未満(対象内容) ・乳幼児1人につき1回 ・1台10,000円		道路交通法の改正に伴い、チャイルドシートの着用が義務化されたことから、住民に対しチャイルドシートを貸し付けることによって、交通事故による乳幼児の被害軽減と交通安全意識の高揚を図るとともに、子育ての経済的負担を軽減し、その環境整備を推進する(貸付対象者)6歳未満乳幼児	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・貸与・一部助成等、助成の方法が違うため調整が必要である。
遺児及び父子手当給付事業	父子世帯に手当を支給し、児童の心身の健やかな成長に寄与する(手当) ・児童1人年額24,000円 1人増えるごとに5,000円加算 平成13年度 19世帯				児童を養育している父子世帯に児童養育手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の心身の健やかな成長を図る(対象者) ・婚姻解消した児童 ・遺児 ・母が児童扶養手当施行例法に定める障害の状態にある児童 ・母の生死が1年以上不明の児童 ・母から1年以上放棄されている児童 ・母が法令により拘禁されている児童(手当) 児童1人月額4,000円 児童2人以上8,000円					合併時に、新たに制度等を制定する。 ・各市町で補助金額・対象者の基準が違うので新しい制度が必要である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

協定項目	23-12 児童福祉事業									
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児手当は、児童手当と類似しているため、合併時に、新たに制度等を制定する。</li> <li>・認可外保育施設運営補助金は、合併時に、川内市の例により調整する。</li> <li>・東郷町児童遊園に関する運営は、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> </ul>									
項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整の具体的方針(案)
育児手当				町内に在住し、第3子以上の児童を養育する者に対して育児手当を支給し、地域活性化に資する (支給額) 月10,000円 (支給件数) 39人	本町に引き続き1年以上居住し、第3子以降の子を養育している者に対して支給する (支給額) 第3子以降の子1人につき月5,000円 (支給件数) 38人					合併後に、新たに制度等を制定する。 ・少子化対策として必要である。 ・児童手当と類似しているため、整理する必要がある。
認可外保育施設運営補助金	認可外保育施設に対し、職員の研修、育児教材の購入、衛生設備、防災設備に要する経費を補助し、入所児童の心身の健全な発達を助長する (補助対象) ・職員の研修 ・育児教材購入 ・衛生管理 ・防災設備に要する経費 (補助金) 月平均受託児童数 ・20人 年額4万円 ・20~29人年額5万円 ・30人以上年額6万円									合併時に、川内市の例により調整する。 ・少子化対策事業として継続が望ましい。
乳幼児医療費助成金	(目的)乳幼児の健康を保持し、健やかな成長に寄与するため、0歳から6歳の誕生日までの乳幼児に対して医療費の助成を行うものである。 なお、本市では4歳から6歳の誕生日までの乳幼児の歯科診療分については、市単独事業として助成を行っている。  平成13年度事業実績 補助事業分21,272件 60,436,102円 単独事業896件 2,465,101円	(目的) 乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 643件 5,021,298円 (支払い) 第2もしくは第3水曜日支払	(目的) 乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促し、もって乳幼児の健康の保持増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 ・自己負担額から2,000円を控除した額 平成13年度事業実績 475件 3,089,504円 (支払い) 毎月末 第2もしくは第3水曜日支払い	(目的) 母子保健法の中により、乳幼児(6歳に満たない者)の医科、歯科における一部負担金の補助  課税世帯：一部負担金-3,000円=支給額 非課税世帯：一部負担金の額=支給額  平成13年度事業実績 359件 2,870,235円	(目的) 乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって乳幼児の健康の保持増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 201件 1,350,797円	(目的) 乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 44件 345,704円	(目的) 乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 4歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 108件 862,895円	(目的) 乳幼児の医療費の一部を負担することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 (対象者)6歳未満の乳幼児 6歳になった誕生日の月末まで (財源内訳) 県1/2 町1/2 (助成金) 前年分市町村民税非課税世帯 自己負担額の全額 その他の世帯 月額3,000円を超える分の医療費 平成13年度事業実績 4件 357,360円	合併時に、新たに制度等を制定する。 ・市町村により助成対象者等の範囲が違うので調整が必要である。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会  
合併保育料比較資料1(3歳未満児)

協定項目		23-12 児童福祉事業 【保育園入・退所事務】											
		川内市		入来町		樋脇町		東郷町		祁答院町		里村	
国の徴収基準額		保育所入所については、年度当初の入所と随時入所を行っており、退所については、保護者の家庭事情により随時受付する。		児童福祉法に基づいての入退所事務及び管理を行う。		保育所の入所は、年度当初の入所と随時の入所の2通りがあり、保護者の家庭の状況により、随時入・退所受付を行う。		保育所の入所は、年度当初の入所と随時の入所の2通りがあり、保護者の家庭の状況により、随時入・退所受付を行う。		保育所の入所は、年度当初の入所と随時の入所2通りがあり、保護者の家庭の状況により、随時入所を受ける。		保育所の入所は、年度当初の入所と随時の入所2通りがあり、保護者の家庭の状況により、随時入所を受ける。	
A階層	生活保護世帯	0	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0
B階層	前年市町村民税 非課税世帯	9,000	0	母子家庭、父子家庭等	0	町長が認める世帯 母子家庭、父子家庭等	0	町長が認める世帯 母子家庭、父子家庭等	0	町長が認める世帯 母子家庭、父子家庭等	0	町長が認める世帯 母子家庭、父子家庭等	0
			8,100	非課税世帯	4,670	非課税世帯	7,200	非課税世帯	8,000	非課税世帯	6,300	1歳児未満 30,000円 1歳児以上2歳児未満 22,000円 2歳児以上3歳児未満 17,000円	
C階層	課税世帯	19,500	17,500	均等割のみの課税世帯	7,000	均等割のみの課税世帯	10,800	均等割のみの課税世帯	12,000	均等割のみの課税世帯	12,600	均等割のみの課税世帯	14,400
				所得割のみの課税世帯	9,340	所得割5,000円未満	12,600	所得割5,000円未満	14,000	所得割のみの課税世帯	14,400		
						所得割5,000円以上	13,500	所得割5,000円以上	15,000				
D1階層	前年度所得税課税世帯	64,000円未満	30,000	22,000円未満	12,870	10,000円未満	14,900	10,000円未満	16,500	17,000円未満	18,000	17,000円以上	21,870
				22,000円以上	16,400	10,000円以上	17,000	10,000円以上	18,800	4,000円未満	26,280	4,000円以上	28,800
				43,000未満	20,000	40,000円未満	20,400	40,000円以上	22,600	80,000円未満	36,240	80,000円以上	36,240
				43,000円以上	20,000	64,000未満	20,400	64,000未満	22,600	80,000円以上	36,240	80,000円以上	36,240
D2階層	6,400円以上 160,000円未満	44,500	40,000	64,000円以上	24,800	64,000円以上	24,000	64,000円以上	28,000	90,000円未満	28,800	90,000円以上	29,800
				112,000未満	29,670	90,000円未満	27,000	90,000円以上	29,800	115,000円未満	34,600	115,000円以上	34,600
				112,000円以上	29,670	115,000円以上	31,700	115,000円以上	34,600	140,000円未満	36,240	140,000円以上	36,240
				160,000未満	38,000	140,000円以上	36,600	140,000円以上	39,500	160,000円未満	42,400	160,000円以上	42,400
D3階層	160,000円以上 408,000円未満	61,000	50,000	160,000円以上	38,000	160,000円以上	40,100	160,000円以上	41,700	200,000円未満	42,400	200,000円以上	42,400
				408,000円未満	53,340	250,000円未満	52,300	200,000円以上	44,000	250,000円未満	51,000	250,000円以上	51,000
					53,340	250,000円以上	52,300	250,000円以上	53,800	408,000円未満	58,000	408,000円以上	58,000
D4階層	408,000円以上	80,000		408,000円以上	53,340	408,000円以上	58,000	408,000円以上	58,000	510,000円以上	51,200	510,000円以上	51,200
上甌村・鹿島村・下甌村				該当なし									

入来町、樋脇町及び祁答院町の保育料については、第1子の減免後の保育料額である。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

住民健康福祉部会 福祉分科会

合併保育料比較資料2(3歳以上児)

協定項目		23-12 児童福祉事業 【保育園入・退所事務】											
国の徴収基準額		川内市		入来町		樋脇町		東郷町		祁答院町		里村	
A階層	生活保護世帯	0	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	0	0
B階層	前年市町村 非課税世帯	6,000	母子家庭，父子家庭等	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0	町長が認める世帯	0	15,000円
			5,400	母子家庭，父子家庭等	3,540	非課税世帯	5,000	非課税世帯	5,500	非課税世帯	4,050	3歳以上(短期入所)年齢区分なし	3,000円/日
C階層	民 税 課税世帯	16,500	14,800	均等割のみの課税世帯	5,400	均等割のみの課税世帯	8,100	均等割のみの課税世帯	9,000	均等割のみの課税世帯	10,620		
			7,340	所得割のみの課税世帯	10,400	所得割5,000円未満	9,500	所得割5,000円未満	10,500	所得割のみの課税世帯	12,150		
D1階層	前年度所得税課税世帯	64,000円未満	27,000	24,300	22,000円未満	10,870	10,000円未満	11,700	10,000円未満	13,000	17,000円未満	16,200	
			14,400	14,400	22,000円以上	14,400	10,000円以上	14,400	10,000円以上	16,000	17,000円以上	19,620	
			18,000	18,000	43,000円未満	18,000	40,000円未満	17,200	40,000円未満	19,100	40,000円未満	23,850	
			21,800	21,800	43,000円以上	21,800	64,000円未満	21,000	64,000円未満	25,000	80,000円未満		
D2階層	課税世帯	64,000円以上 160,000円未満	41,500	34,400	64,000円以上	21,800	64,000円以上	21,000	64,000円以上	25,000	80,000円以上	26,400	
			28,200	28,200	112,000円未満	24,300	90,000円未満	24,300	90,000円未満	26,500	140,000円未満		
			25,600	25,600	112,000円以上	29,600	115,000円未満	29,600	115,000円未満	31,300			
			31,600	31,600	160,000円未満	31,600	140,000円未満	31,600	140,000円未満	36,000	140,000円以上	29,600	
D3階層	課税世帯	160,000円以上 408,000円未満	58,000	26,000	160,000円以上	26,000	160,000円以上	33,700	160,000円以上	38,500	200,000円未満		
			40,800	40,800	408,000円未満	40,800	250,000円未満	40,800	250,000円未満	42,000	200,000円以上	30,240	
			42,000	42,000	250,000円以上	42,000	408,000円未満	42,000	408,000円未満				
D4階層	課税世帯	77,000	30,000	408,000円以上	30,000	408,000円以上		408,000円以上		510,000円以上			
上甌村・鹿島村・下甌村				課題・問題点				調整方針(案)					
該当なし				地域によって保育園の設置に偏りがある。 保育料・滞納金の調整が必要である。 へき地保育所の取扱いをどうするか。				新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。					

入来町、樋脇町及び祁答院町の保育料については、第1子の減免後の保育料額である。